

議案第 4 1 号

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 0 月 1 2 日提出

(2021 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年城陽市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(災害援護資金の貸付け) 第12条 市長は、 <u>本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害及び令第3条に定める災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。</u> 2 略	(災害援護資金の貸付け) 第12条 市長は、令第3条に定める災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）について所要の改正を行いたいので、同法第10条第1項の規定に基づいて本案を提案するものである。

参照条文

災害弔慰金の支給等に関する法律（抜粋）

（災害援護資金の貸付け）

第10条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条1項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

(2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2～4

略

参考資料

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例において、災害援護資金の貸付けの対象者は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に準拠して規定しているが、今回同法の一部が改正されたことに伴い、その文言の整理を行う（第12条関係）。

※災害弔慰金の支給等に関する法律の改正要旨

災害援護資金の貸付け対象者は、下記の災害により被害を受けた世帯の世帯主（他要件有）。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・市町村の区域内において政令で定める程度の災害により救助の行われる災害 （災害救助法第2条により規定）	<ul style="list-style-type: none">・市町村の区域内において政令で定める程度の災害により救助の行われる災害 （災害救助法第2条第1項により規定）
<ul style="list-style-type: none">・当該市町村をその区域に含む都道府県内において生じた災害 （災害弔慰金の支給等に関する法律施行令により規定）	<ul style="list-style-type: none">・当該市町村をその区域に含む都道府県内において生じた災害 （災害弔慰金の支給等に関する法律施行令により規定）

2 施行期日

公布の日